

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令案要綱

- 1 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該関税割当制度に係る割当ての方法及び基準並びに通関手続等を定めることとする。
- 2 この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成16年法律第142号）の施行の日から施行することとする。